

令和 3 年 度

財政援助団体等監査報告書

南相馬市監査委員

南相馬市監査委員公表第10号

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体に対する監査を、南相馬市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和4年1月25日

南相馬市監査委員 小澤政光

南相馬市監査委員 鈴木昌一

目 次

| | | |
|---|-------------------------|---|
| 1 | 監査の種類 | 1 |
| 2 | 監査の対象 | 1 |
| 3 | 監査の着眼点 | 1 |
| 4 | 監査の主な実施内容 | 1 |
| 5 | 監査の期間 | 2 |
| 6 | 監査の結果 | 2 |
| | 書類審査の結果 | 2 |
| | 抽出団体監査の結果 | 3 |
| | 南相馬&杉並トモダチプロジェクト | 3 |
| | 相馬藩まいれまいれ実行委員会 | 5 |
| | 社会福祉法人南相馬市社会福祉協議会(むつみ荘) | 6 |

監査結果報告書

1 監査の種類

財政援助団体等に対する監査

2 監査の対象

令和2年度において市が補助金等の財政的援助を与えている団体等

3 監査の着眼点

補助金等を所管する課

- ア 補助金等の決定は法令等に適合しているか。
- イ 補助金等交付の目的及び対象事業の内容は明確か。また公益上の必要性は十分か。
- ウ 補助金等交付に関する条件の内容は明確か。
- エ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- オ 補助金等交付の効果及び条件履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- カ 補助金等交付団体に対する指導及び指示は適切に行われているか。
- キ 補助金等交付の目的、効果等から判断して、統合・廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

補助金等の財政的援助を与えている団体等

- ア 事業計画書、収支予算及び決算書等と所管課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- イ 補助金等交付申請書の提出並びに補助金等の請求及び受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施し、十分効果をあげているか。また、補助金等が交付対象事業以外に流用されていないか。
- エ 出納関係帳票の整備及び記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整理及び保存は適切か。
- オ 補助金等に係る収入支出の会計経理は適正か。
- カ 会計処理上の内部相互牽制を含む責任体制は確立されているか。
- キ 補助金等の額の確定及び精算は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- ク 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。

4 監査の主な実施内容

補助金、交付金、利子補給金等すべてを対象とした書類審査

令和2年度において市が補助金等の財政的援助を与えている団体等の関係書類を閲覧し、南相馬市補助金等の交付等に関する規則及び関係補助金交付要綱に基づき、補助金等の交付決定、実績報告の審査、額の確定等の事務手続が適正に行われているかどうかなどについて審査を行いました。

抽出団体監査

上記の中から3団体を抽出し、当該団体から関係書類、会計帳簿等の提出を求め、交付された補助金に係る出納その他の事務の執行について、補助目的及び事業計画に基づき適正に執行されているかどうか、会計経理の内容が適正であるかどうかなど、詳細に監査を行いました。

5 監査の期間

令和3年11月16日～令和4年1月24日

6 監査の結果

監査した結果は、次のとおりです。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、口頭で留意又は改善を促しました。

4 - 全てを対象とした書類審査の結果

補助金等による財政的援助の状況

令和2年度において、補助金、交付金、利子補給金等の名称で財政的援助を与えているものは、総件数で33,672件、総額で9,211,871,960円でした。

この内訳は、1件当たりの交付額、10万円未満のものが4,437件(総件数に占める割合13.2%)、10万円～50万円未満のものが26,032件(同77.3%)、50万円～100万円未満のものが2,848件(同8.5%)、100万円～500万円未満のものが267件(同0.8%)、500万円～1,000万円未満のものが41件(同0.1%)、1,000万円以上のものが47件(同0.1%)でした。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策等実施により、特別定額給付金給付事業、消費喚起応援事業、飲食店等維持補助事業等があったことから、令和元年度と比較し3倍超の交付状況でした。

書類審査の結果

補助金等の事務執行については、概ね適正に執行されていると認めました。

しかしながら、市財務規則第3条第1項による「別表1財務事務専決事項7補助金関係」の項に基づく専決処理が適正でないものが6件ありました。

- ・金額が50万円以上であるにもかかわらず、課長決裁で処理し、部長専決の決裁を受けていないもの3件
- ・部長専決(50万円以上)の際、必要な財政担当課長への合議手続きを欠いているもの3件

なお、補助金等の交付については、地方自治法232条の2の規定により、公益上必要があると認めた場合において補助することができるものと規定されています。

公益上の必要性や事業の目的等、担当所管課の責務において公平公正な視点を持って十分に精査を行い適正に対処してください。

また、補助金等が、本来の目的達成のため有効に使われるよう、補助交付団体との連携及び指導にも注力され、補助金等の成果向上につながるよう検証をしてください。

抽出団体監査の結果

南相馬 & 杉並トモダチプロジェクト（所管課：こども家庭課）

ア 補助金等の名称

南相馬市子育て応援基金助成金

イ 事業の概要

年齢、性別など関係なく親しめる歌やダンスの活動を通じて、親子共に心身発育の手助けを行う。新しいコミュニティに参加し、これまでとは違う活動を通じて、体も心も元気ハツラツになってもらうことが目的。ポップス的な音楽にふれ、元気なリズムや簡単なストレッチにより、心身をほぐし、日々の生活の中に活力を生み出せるよう身近な活動として地域に密着していくことを目的とした事業

ウ 収支決算の状況

収 入

（単位：円）

| 項 目 | 予 算 額 | 決 算 額 | 比 較 増 減 | 備 考 |
|---------|-----------|---------|---------|----------|
| 市 助 成 金 | 1,000,000 | 975,000 | 25,000 | |
| 参 加 費 | 100,000 | 19,500 | 80,500 | 500円×39人 |
| 自 己 資 金 | 60,000 | 913 | 59,087 | |
| 合 計 | 1,160,000 | 995,413 | 164,587 | |

支 出

（単位：円）

| 項 目 | 予 算 額 | 決 算 額 | 比 較 増 減 | 備 考 |
|-----------|-----------|---------|---------|---------------|
| 講 師 謝 礼 | 240,000 | 312,000 | 72,000 | |
| 外部スタッフ謝金 | 0 | 83,000 | 83,000 | |
| 講 師 交 通 費 | 420,000 | 109,940 | 310,060 | |
| スタッフ車両費用 | 0 | 53,790 | 53,790 | 杉並フェスタ用レンタカー等 |
| 燃 料 費 | 100,000 | 0 | 100,000 | |
| 旅 費 | 100,000 | 0 | 100,000 | |
| 消 耗 品 費 | 100,000 | 42,016 | 57,984 | |
| 印 刷 製 本 費 | 100,000 | 0 | 100,000 | |
| 印刷物デザイン費 | 50,000 | 80,000 | 30,000 | 音源作成等 |
| 食 糧 費 | 50,000 | 16,017 | 33,983 | |
| 需 用 費 | 0 | 282,800 | 282,800 | 機材以外等 |
| 会 場 費 | 0 | 15,850 | 15,850 | |
| 合 計 | 1,160,000 | 995,413 | 164,587 | |

収入支出差引残額

0 円

団体作成の収支予算書及び精算書より転記

エ 監査の結果

本団体の助成金に係る出納その他の事務について、改善を要する事項が認められましたので適正な処理を行ってください。

(ア) 申請書類の作成及び審査について

収支予算書と収支精算書の支出区分で、費目が大きく相違していました。南相馬市子育て応援基金助成金交付要綱（以下、要綱という）第3条及び別表1の規定にのっとり作成されるよう所管課は関係団体に対し指導するとともに、適正な審査をしてください。

(イ) 会計処理について

収入支出の処理が、伝票等に基づき手続きされておらず、会計処理上の責任体制が確立されていませんでした。出納関係帳票の整備及び記帳について、所管課は関係団体に対し適切な指導をしてください。

(ウ) 計画変更について

コロナ禍により事業を変更しましたが、変更の協議がされていませんでした。交付決定時に審査会の承認を得ていることから、事業内容に大幅な変更が生じた場合は、審査会へ持ち回り再議を求めるなどする必要があります。交付決定する際は、要綱に規定した事項について、所管課は関係団体に対し適切な指導をしてください。

(エ) 実績報告書・収支報告書等について

補助事業が完了すると、実績報告書が提出され、履行確認、実績確認をしたうえで補助金額を確定することになります。

領収書等を確認したところ、宛名が相違しているもの等散見されました。また収入については、市の助成金以外の補助金等がありましたが、事業全体での履行確認が行われていませんでした。要綱第3条第2項、この告示に基づく助成金以外の補助金等の交付が予定されている場合又は現に支給を受けている場合は、その相当額を助成金から控除すると規定されていますので、内容を確認してください。

また、要綱第3条第2項の2で団体の運営にかかる経常的な経費は対象外と規定されていますが、収支精算書において、需用費としてZOOM契約料月払いの支出がありました。経常的な経費にあたると思われるので、精査のうえ適切に処理してください。

相馬藩まいれまいれ実行委員会（所管課：鹿島区地域振興課）

ア 補助金等の名称

市民提案型一体感醸成事業補助金

イ 事業の概要

本物の武者文化を継承する万葉の地で、武者絵やサムライコスプレイベントを企画し、万葉の里にある様々な素晴らしい撮影スポットを活用した作品を創作してもらうことで賑わいを創出し、また地域の方々の参加や各地からの参加者との交流の機会等を創出し、新たな魅力を発信することを目的とした事業

ウ 収支決算の状況

収 入

（単位：円）

| 項 目 | 当初予算額 | 変更後予算額 | 決 算 額 | 比較増減 | 備 考 |
|---------|-----------|-----------|-----------|-------|-----|
| 市 補 助 金 | 2,000,000 | 1,700,000 | 1,699,000 | 1,000 | |
| 自 己 資 金 | 0 | 0 | 380 | 380 | |
| 合 計 | 2,000,000 | 1,700,000 | 1,699,380 | 620 | |

支 出

（単位：円）

| 項 目 | 当初予算額 | 変更後予算額 | 決 算 額 | 比較増減 | 備 考 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|--------|------------|
| 使 用 料 | 55,670 | 3,890 | 5,120 | 1,230 | |
| 報 償 費 | 550,000 | 0 | 0 | 0 | |
| 旅 費 | 192,800 | 0 | 0 | 0 | |
| 消 耗 品 費 | 15,530 | 1,650 | 0 | 1,650 | |
| 食 糧 費 | 33,000 | 12,000 | 21,600 | 9,600 | |
| 印 刷 製 本 費 | 400,000 | 0 | 0 | 0 | |
| 広 告 料 | 243,000 | 0 | 0 | 0 | |
| 保 険 料 | 20,000 | 10,000 | 0 | 10,000 | |
| 委 託 料 | 490,000 | 1,150,000 | 1,166,000 | 16,000 | 企画・映像制作等 |
| 筆 耕 料 | 0 | 500,000 | 423,500 | 76,500 | キャラクターデザイン |
| 役 務 費 | 0 | 0 | 3,960 | 3,960 | |
| 賃 借 料 | 0 | 0 | 79,200 | 79,200 | 衣装 |
| 予 備 費 | 0 | 22,460 | 0 | 22,460 | |
| 合 計 | 2,000,000 | 1,700,000 | 1,699,380 | 620 | |

収入支出差引残額

0 円

団体作成の収支予算書及び精算書より転記

エ 監査の結果

本団体の補助金に係る出納その他の事務については、適正に執行されていると認められました。

社会福祉法人 南相馬市社会福祉協議会（所管課：鹿島区市民総合サービス課）

ア 補助金の名称

むつみ荘管理運営事業補助金

イ 事業の概要

鹿島区のむつみ荘の入浴施設等を利用し地域住民の福祉の向上を目的とした事業

ウ 収支決算の状況

収 入

（単位：円）

| 項 目 | 予 算 額 | 決 算 額 | 比 較 増 減 | 備 考 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|
| 市 補 助 金 | 5,142,000 | 5,142,000 | 0 | |
| 利 用 料 収 入 | 432,000 | 275,000 | 157,000 | 施設利用料 |
| 雑 収 入 | 228,000 | 94,469 | 133,531 | カラオケ利用料等 |
| 繰 入 金 収 入 | 3,553,000 | 2,241,333 | 1,311,667 | 自己財源 |
| 合 計 | 9,355,000 | 7,752,802 | 1,602,198 | |

支 出

（単位：円）

| 項 目 | 予 算 額 | 決 算 額 | 比 較 増 減 | 備 考 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------------|
| 人 件 費 等 | 3,008,000 | 3,059,772 | 51,772 | |
| 福 利 厚 生 費 | 25,000 | 22,556 | 2,444 | 健診・予防接種 |
| 給 食 費 | 20,000 | 9,720 | 10,280 | 利用者お茶代 |
| 水 道 光 熱 費 | 1,860,000 | 1,467,333 | 392,667 | |
| 消 耗 品 費 | 240,000 | 177,871 | 62,129 | |
| 保 健 衛 生 費 | 31,000 | | 31,000 | |
| 燃 料 費 | 796,000 | 403,512 | 392,488 | ボイラー灯油 |
| 諸 謝 金 | 0 | 5,040 | 5,040 | タイル修繕お礼 |
| 修 繕 費 | 516,000 | 331,460 | 184,540 | |
| 業 務 委 託 費 | 2,655,000 | 1,967,560 | 687,440 | 施設保守点検管理等 |
| 手 数 料 | 20,000 | 31,612 | 11,612 | 振込手数料等 |
| 保 険 料 | 87,000 | 95,200 | 8,200 | 火災保険 |
| 賃 借 料 | 97,000 | 181,166 | 84,166 | マット・モップ、ウォーターサーバー |
| 合 計 | 9,355,000 | 7,752,802 | 1,602,198 | |

収入支出差引残額

0 円

団体作成の収支予算書及び精算書より転記

エ 監査の結果

本団体の補助金に係る出納その他の事務については、適正に執行されていると認められました。